

2026年7月3日

各位

株式会社 西京銀行
取締役頭取 松岡 健

法人インターネットバンキングにおける振込限度額の一部引下げについて

現在、法人のお客さまを狙った「サポート詐欺」、「ボイスフィッシング」（詐欺電話）による被害が全国的に発生しています。

当行では、このような不正送金被害の防止を目的として、法人インターネットバンキングにおける都度指定方式*¹での振込について、お客さま1口座における1日あたりの振込限度額を下記のとおり引下げいたします。

なお、当行へ事前にお届け出いただいた登録済みの資金移動先口座（事前登録方式*²）への振込については、振込限度額の変更はございません。

お客さまの大切な資産を守るため、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 振込限度額の変更日
2026年7月6日（月）
- 対象となるお客さま
法人インターネットバンキングをご利用のお客さま
- 対象となるお取引
都度指定方式*¹でのお客さま1口座における1日あたりの振込

4. 変更内容（振込限度額）

契約種類	データ伝送サービス	基本サービス	ライトサービス
振込限度額	1,000万円	1,000万円	500万円

5. 振込方式について

*1 都度指定方式…お客さまが、法人IBから登録した口座や、未登録の口座を指定して資金移動（振込み）する方式です。

*2 事前登録方式…当行へ事前届け出いただいた登録口座を指定して資金移動（振込み）する方式です。

6. 事前登録方式のご利用のご案内

お取引店の窓口まで、「法人インターネットバンキング入金指定口座登録依頼書」に必要な事項を記入・押印のうえ、お届けください。

- ・ お客さまご自身での事前登録口座の登録・削除はできません。
- ・ 登録までに数日要する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 事前登録口座の取引金融機関・取引店・口座番号・口座名義が変更された場合は届出が必要となります。

7. 留意事項

- ・ 今回の変更内容については、新たにお申込みいただくお客さま、および既にご利用中のお客さまも適用されます。
- ・ 総合振込、給与振込は今回の変更の対象となるお取引ではありません。
- ・ 既に都度指定方式の振込限度額を1,000万円以下（データ伝送サービス契約のお客さま・基本サービス契約のお客さま）もしくは500万円以下（ライトサービス契約のお客さま）に設定をされている振込限度額の変更はございません。
- ・ さらに振込限度額の引下げをご希望の場合は、申込書にてお届けが必要ですのでお取引店の窓口までお問い合わせください。

西京銀行は、これからも安全・安心な金融サービスの提供に努め、地域の皆さまのお役に立つ銀行を目指してまいります。

以上

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 お客様サポートグループ

TEL：0120-240-606

受付時間：平日 9:00～17:00（銀行休業日を除きます）